

学校感染症について

- ・学校感染症は出席停止となります。出席停止は学校長の指示で行なわれます。
- ・生徒が以下の感染症に感染した場合、学校に連絡をしてください。
- ・感染症証明書は、学校ホームページからダウンロードできます。学校にも用紙があります。

【学校保健安全法に定める学校感染症】

	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がA型インフルエンザで、その血清型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
第二種	(1) インフルエンザ 鳥インフルエンザ（H5N1）を除く	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで
	(2) 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	(3) 麻疹	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	(4) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	(5) 風しん	発しんが消失するまで
	(6) 水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	(7) 咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	(8) 新型コロナウイルス感染症	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	(9) 結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで それ以降は抗結核薬による治療中であっても登校（園）可能
	(10) 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	(1) コレラ (2) 細菌性赤痢 (3) 腸管出血性大腸菌感染症 (4) 腸チフス、パラチフス (6) 流行性角結膜炎 (7) 急性出血性結膜炎 ※その他の感染症（第三種の感染症として扱う場合もある）	医師が感染のおそれがないと認めるまで

※学校保健安全法施行規則（令和5年4月28日改正、5月8日より施行）